

J R東日本エネルギー開発株式会社「(仮称)馬揚山風力発電事業 環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和4年8月5日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)馬揚山風力発電事業 環境影響評価準備書」について、J R東日本エネルギー開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福島県いわき市三和町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大34,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 3月17日
環境大臣意見受理	平成29年 5月26日
経済産業大臣意見発出	平成29年 6月13日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 8月 9日
住民意見の概要等受理	平成29年10月24日
福島県知事意見受理	平成30年 1月25日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 2月 2日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 3年11月18日
住民意見の概要等受理	令和 4年 1月21日
福島県知事意見受理	令和 4年 6月10日
環境大臣意見受理	令和 4年 6月30日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年 8月 5日

問合せ先:電力安全課 長尾、野田
電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度を報告書として取りまとめ、公表すること。

(2) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続終了又は手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の設置予定位置から最寄りの住居との距離は約 700m と近接している。

本事業の実施により、工事用資材の搬出入及び建設機械の稼働に伴う騒音については最大で 23dB、風力発電機の稼働に伴う騒音については最大で 10dB、騒音レベルが増加する予測結果となっている。

このため、風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

(2) 鳥類に対する影響

現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺では、アトリ、マヒワ等の渡り鳥やハチクマ、ハイタカ等の希少猛禽類の飛翔が確認されているほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの繁殖が確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の移動経路等に係る調査、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺において、クマタカの営巣が複数確認されていることから、風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、工事時期、工事期間及び繁殖期の工事内容に係る環境保全措置を適切に実施すること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容を事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 水環境に対する影響

沈砂池排水口から河川までの流下経路の障害物等を踏まえ、適切に予測、評価すること。また、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、濁水流出防止のための沈砂池については、十分に対応可能な性能とすること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。